

# 特別給水管布設費等交付申請について

平成 23 年 12 月作成

吉川市水道事業

## 特別給水管布設申請について

- 1 申請者（工事事業者）から水道課へ提出するもの
  - ・給水装置工事申込書  
（案内図、平面図、立面図、縦断面図、水路横断部断面図などの記入） 1部
  - ・特別給水管布設費交付申請書  
（見積書、案内図、平面図、立面図など） 1部
  - ・道路占用許可  
（申請書類一式、保安図、現況写真など） 県・市道とも 3部
  - ・その他の許可申請  
（案内図、平面図、立面図、断面図、現況写真など） 3部
- 2 水道課から申請者（工事事業者）へ連絡
  - ・工事承認通知、占用許可書の写し、特別給水管布設費等交付決定通知書
- 3 事前打ち合わせ  
道路使用許可等の必要な手続きを経た後、工事開始日の連絡をください。また、事前に詳細な打ち合わせをしてください。
- 4 工事立会い  
水圧テスト、穿孔工事、洗管作業（φ50以上で排水できること）
- 5 工事完了連絡  
工事完了後は、完成図書をすみやかに提出してください。
- 6 竣工図提出および補正など  
特別給水管布設工事完了報告書、工事費内訳書、竣工後の平面図・立面図、断面図、詳細図、切替工事部分の竣工図、工事記録写真2部など  
竣工図には土被り、寄せ幅（2箇所以上）、オフセット（分岐、曲管、仕切弁、消火栓、管栓など2点以上で記入。  
各竣工図面に工事業者名、工事場所、竣工月日を記入してください。  
図面サイズは、A3を標準とし、原図や電磁的記録媒体で提出するものとする。
- 7 完成図書と請求書を提出していただいた後、交付金の支払いをいたします。

## 8 舗装本復旧、立会連絡

工事は3カ月程度自然転圧後に実施してください。なお、復旧範囲や方法は道路管理者の指示によります。

## 9 舗装工事完成確認

工事記録写真を2部提出してください。

### 工事事業者への注意事項（申請前にご確認ください。）

- ・工事受注の前に、申請者が舗装本復旧を行うことや特別給水管を吉川市水道事業へ採納することについて、必ず申請者のご理解を得てください。また、申請者宛てのお知らせなどは必ず本人へ渡してください。
- ・申請者（個人）以外は、申請及び交付金のお受け取りができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・要件に該当しない場合は、申請や交付金の支払いができません。

(申請者→水道課)

平成 年 月 日

(あて先)

吉川市水道事業  
吉川市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

### 特別給水管布設費交付申請書

下記により、特別給水管布設費の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。また、公道に布設する特別給水管は吉川市水道事業へ採納します。なお、舗装本復旧については私の責任で実施します。

記

布設工事場所	吉川市	地先から 地先まで	延長	m
			限度額	円
施工業者名				
布設管管種・口径	HIVP・DCIP・その他( )・φ			
施工予定時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
特別給水管布設費	円	布設費の 1/3	円	
切替工事費	円			
申請布設費計	円			
添付書類	案内図・平面図・立面図・見積書・断面図・保安図など			

(水道課→申請者)

第 号  
平成 年 月 日

申請者 様

吉川市水道事業  
吉川市長

## 特別給水管布設費等交付決定通知書

平成 年 月 日付け、受付第 号の特別給水管布設工事について、  
交付金額が下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付 額 円

### 1 交付額の算出

特別給水管布設場所	吉川市		番地先から
			番地先まで
特別給水管布設距離	m	限度額	円
特別給水管布設費	円	布設費 1/3	円
切替工事費	50,000円× 件=		円
交 付 額			円

### 2 交付条件等

- ① 特別給水管布設工事の計画を変更しようとするときは、水道課と協議してその承認を受けること。
- ② 関係法令及び条例等を遵守して施工すること。
- ③ 工事完了後、速やかに特別給水管布設工事完了報告書を提出すること。
- ④ 申請を取り下げする場合には、その届を提出すること。
- ⑤ 舗装本復旧等が必要な場合、申請者が各管理者の指示に従い実施すること。
- ⑥ 公道に布設した特別給水管は、吉川市水道事業へ採納すること。

(水道課→申請者)

第 号  
平成 年 月 日

申請者 様

吉川市水道事業  
吉川市長

### 特別給水管布設費等変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け水第 号で決定した、特別給水管布設費等の交付金額を下記のとおり変更したので通知します。

記

変更前交付額 円

変更後交付額 円

#### 1 変更後交付額の算出

特別給水管布設場所	吉川市	
	地先から	地先まで
特別給水管布設距離	m	限度額 円
特別給水管布設費	円	布設費 1/3 円
切替工事費	50,000円×	件= 円
交付額		円

#### 2 変更理由

.....

.....

.....

.....

.....

(申請者→水道課)

平成 年 月 日

(あて先)

吉川市水道事業  
吉川市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 特別給水管布設工事完了報告書

平成 年 月 日付け、受付第 号で申請した特別給水管布設工事が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

なお、道路管理者の指示により本工事に伴い舗装復旧等が必要な場合は、私の責任で実施します。

記

布設工事場所	吉川市 地先から	延長	m
	地先まで	限度額	円
工事施工業者名			
布設管管種・口径	HIVP・DCIP・その他 ( ) φ		
施工実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
特別給水管布設費	円	布設費の 1/3	円
切替工事費	50,000円 × 件 =		円
布設費計	円		
添付書類	工事費内訳書・工事竣工図 (A3) ・工事写真・電磁的記録媒体		

(申請者→水道課)

## 特別給水管布設費請求書

平成 年 月 日

(あて先)

吉川市水道事業  
吉川市長

住 所

申請者

氏 名

印

特別給水管布設費用及び切り替え工事費用を下記のとおり請求します。また、私が布設した特別給水管を吉川市水道事業に採納します。

請求金額		円
------	--	---

振込先

金融機関・支店名	銀行・信用金庫	支店
フリガナ		
口座名義人		
口座種類	普通・その他 ( )	
口座番号		

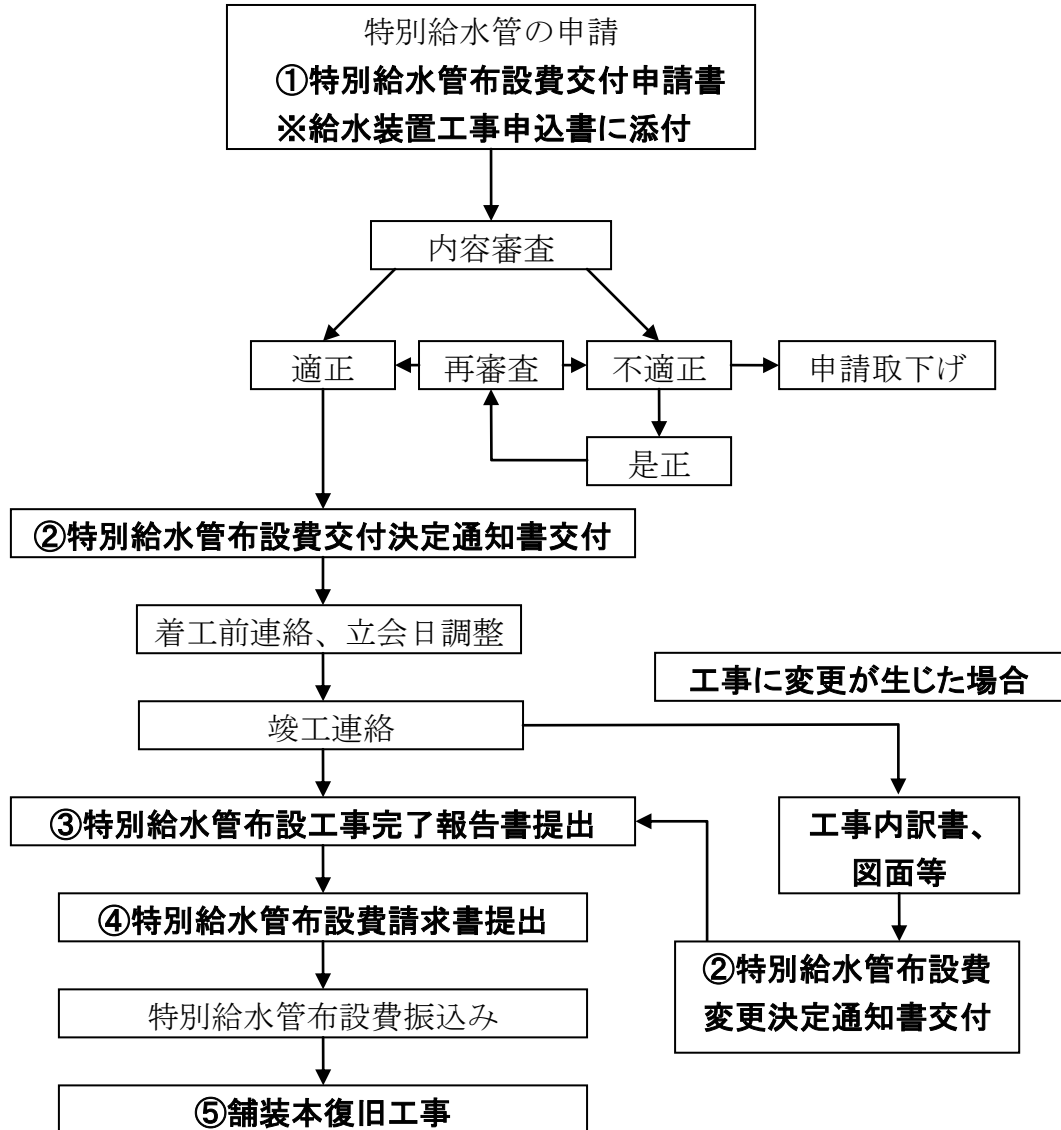
添付書類

特別給水管布設費交付決定通知書の写しを添付



## 特別給水管布設費等交付申請について

申請からの流れを下記に示します。



### 主な添付書類

- ① 案内図・平面図・立面図・断面図・保安図・見積書など
- ③ 工事費内訳書・工事竣工図（オフセットや土被り明記）・工事写真（2部）
- ④ 交付決定通知書の写し

# 取下げ届

平成 年 月 日

(あて先)  
吉川市水道事業  
吉川市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日付け、水第 号で交付決定通知のありました特別給水管布設費等については、下記の理由により取下げをいたします。

## 記

理由

[ ]

添付書類  
特別給水管布設費等交付決定通知書など

(目的)

第1条 この要綱は、吉川市給水区域内の公道又はこれに準ずる場所(私道を除く。以下「公道等」という。)において縦断して布設しようとする給水管のうち、複数の給水管の布設に適さない公道等について、管理者が特別に認める給水管(以下「特別給水管」という。)の布設に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(布設基準)

第2条 特別給水管を布設するときの口径は、原則として50ミリメートル以上とする。

2 既に給水管が布設されているときは整理統合し、新たに特別給水管を布設するとともに、当該特別給水管に切替工事(撤去、接続を含む。以下「切替工事」という。)をするものとする。

3 特別給水管の布設及び切替工事は、吉川市給水装置設置設計基準を満たさなければならない。

(費用負担)

第3条 特別給水管の布設距離が15メートル以上のものについては、[吉川市水道給水条例\(昭和54年吉川町条例第2号\)第8条](#)ただし書の規定に基づき、特別給水管布設費用及び切替工事費用の一部を市で負担(以下「市負担」という。)するものとする。ただし、営利を目的とする宅地造成等によるものは、この限りでない。

2 特別給水管布設費用とは、舗装本復旧及び切替工事を除く管布設に係る費用とする。

3 市負担の額は、前項に規定する費用3分の1以内とし、市負担の限度額については[別表](#)のとおりとする。

4 切替工事費用は、1箇所当たり50,000円を限度額とする。

(採納)

第4条 この要綱に基づいて布設した特別給水管は、市に採納するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成20年水管規程第4号)

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

2 改正後の特別給水管に関する指導要綱の規定は、平成20年10月1日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

**別表** (第 3 条関係)

区分	距離	限度額
A	15m 以上 30m 未満	400,000 円
B	30m 以上 50m 未満	600,000 円
C	50m 以上 100m 未満	800,000 円
D	100m 以上 200m 未満	900,000 円
E	200m 以上	1,000,000 円